

三次市教育委員会議案第 34 号

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 25 条第 1 項の規定により，別紙三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について，議決を求める。

令和 3 年 1 月 4 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（案）

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号を次のように改める。

(1) 三次市教育奨学金貸付申請書（様式第 1 号）

第 8 条中「奨学金貸付決定通知書」を「三次市教育奨学金貸付決定通知書」に改める。

第 10 条中「誓約書」を「誓約書・振込口座届」に改める。

第 14 条中「奨学金貸付辞退届」を「三次市教育奨学金貸付辞退届」に改める。

第15条第1項中「奨学金貸付変更届」を「三次市教育奨学金貸付変更届」に改める。

第16条第2項中「奨学金貸付休止決定通知書」を「三次市教育奨学金貸付休止決定通知書」に改め、同条第4項中「奨学金貸付停止決定通知書」を「三次市教育奨学金貸付停止決定通知書」に改める。

第18条第1項中「規定により転学」の次に「又は住所の変更」を、「転学した日」の次に「又は住所を変更した日」を加え、同条第2項中「奨学金貸付変更通知書」を「三次市教育奨学金貸付変更通知書」に改める。

第19条中「借用証書」を「三次市教育奨学金借用証書」に改める。

第21条第1項中「奨学金返還猶予申請書」を「三次市教育奨学金返還猶予申請書」に改め、同条第3項中「奨学金返還猶予承認書」を「三次市教育奨学金返還猶予承認書」に改め、同条第4項中「奨学金返還猶予事由消滅届」を「三次市教育奨学金返還猶予事由消滅届」に改める。

第22条第1項中「奨学金返還免除申請書」を「三次市教育奨学金返還免除申請書」に改め、同条第2項中「奨学金返還免除承認書」を「三次市教育奨学金返還免除承認書」に改める。

第24条中「第12条」を「第11条」に改める。

別表第3中「第13条」を「第15条」に改める。

様式第1号から様式第18号までを次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。